

危機管理マニュアル

(令和8年度)

- 1 危機管理の目的・心得
- 2 緊急体制
- 3 医療体制・緊急連絡先
- 4 手当の基本
- 5 緊急時記録表
- 6 緊急時の職員役割分担
- 7 緊急時の対応例
- 8 登下校中の事故・事件の対応
- 9 休日の部活動中の事故対応
- 10 頭頸部外傷事故発生時の対応
- 11 顔面（眼・鼻・口）の怪我発生時対応
- 12 災害・事件等発生後の生徒の心のケア
- 13 異常気象の警報等発令時の対処
- 14 地震・津波災害発生時の対応・行動
- 15 不審者対応マニュアル
- 16 学校安全管理 - 防犯と事故防止 -
- 17 報道対応
- 18 光化学オキシダント発令時の対処
- 19 弾道ミサイル発射に係る対応
- 20 感染症対応
- 21 雷への対応
- 22 竜巻への対応
- 23 原子力災害への対応
- 24 爆破予告等への対応
- 25 アレルギー疾患への対応
- 26 熱中症への対応
- 27 火災発生時への対応
- 28 土砂災害への対応
- 29 SNSに起因する犯罪被害への対応

1 危機管理の目的・心得

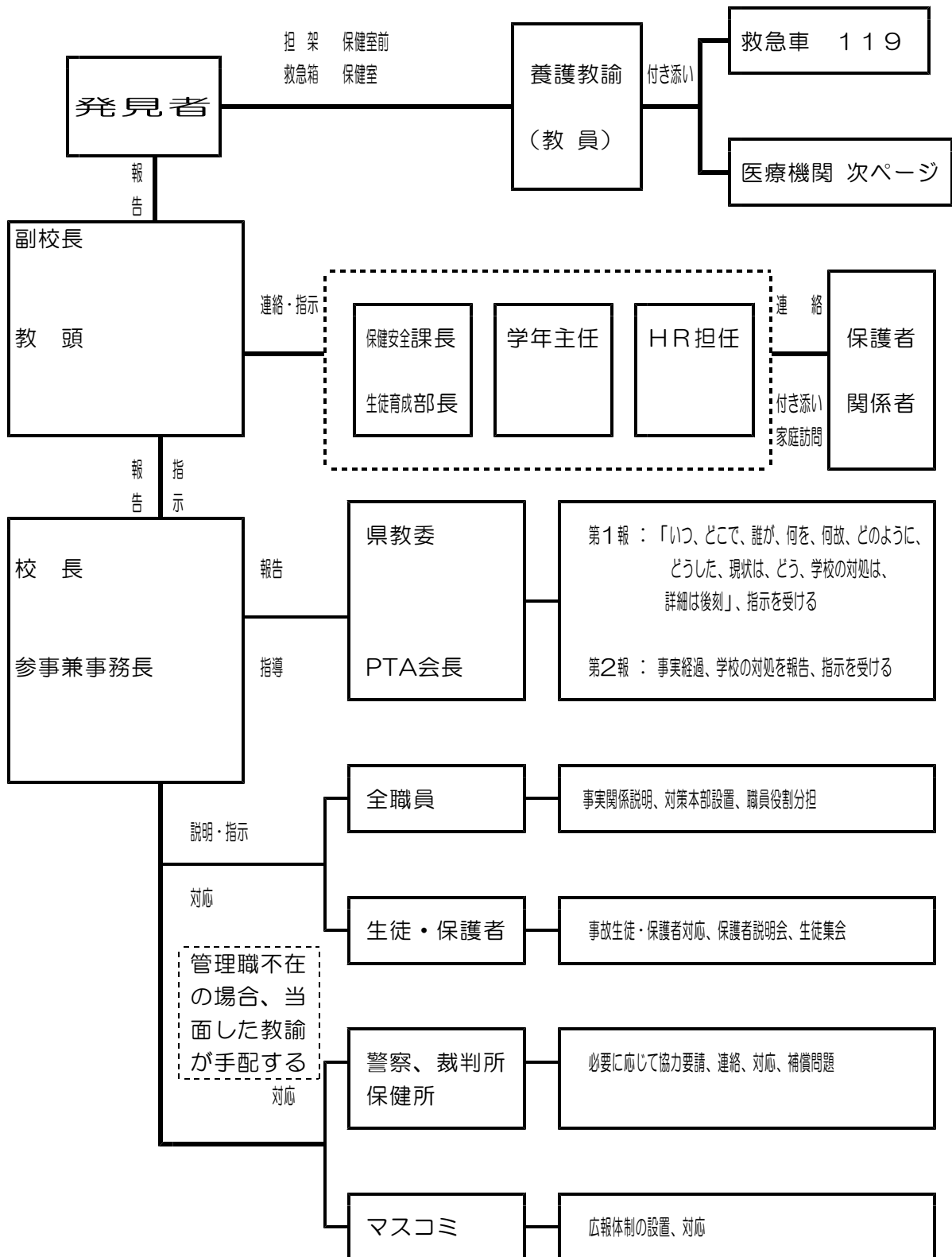
○ 危機管理の目的

- 1 生徒の生命を守る
- 2 すばやい対応で組織の動揺を防ぐ
- 3 生徒と教師の信頼関係を守る
- 4 県民の信頼を得る

○ 危機管理の心得

- 1 事前点検、事前指導の徹底
施設・設備、授業、部活動、学校行事
- 2 緊急時の対応を常に確認
緊急体制、医療体制、手だての基本、救急時の記録
- 3 「すばやい連絡、すばやい対応」
- 4 「5W1H」を正確に把握・記録
いつ、どこで、だれが、なにを、なぜ、どんな風に
(when, where, who, what, why, how)
- 5 誠意ある対応
保護者、地域、マスコミ
- 6 再発防止手段の検討

2 緊急体制 救急車 [119]



3 医療体制・緊急連絡先

<p>救急車（119）要請基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意識喪失の持続する者 ・ショック症状の持続する者 ・ケルンが持続する者 ・激痛が持続する者 ・多量の出血を伴う者 ・広範囲の火傷の者 ・その他必要が生じた時 <p>救急車の呼び方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急車をお願いします ・城南高校です ・住所は 城南区茶山 6-21-1 ・電話は831-0986 ・通報者の氏名 ・事故者人数 ・事故発生後の状態 <p>救急車到着までの観察事項 と処理事項を「救急時記録 表」に記録する</p>	<p>病院（◎は校医）</p> <p style="text-align: right;"><注>電話連絡をして受診</p>		
	診療科目	病院名 (住所)	住所 電話番号
	内科		
	眼科		
	耳鼻咽喉科		
	歯科		
	外科・ 整形外科 脳神経外科		
	総合病院		
	その他		
	城南消防署		城南区神松寺1-19-12 TEL 863-8119
城南保健所		城南区鳥飼5-2-25 TEL 831-4261	
早良警察署		早良区百道1-5-15 TEL 847-0110	
別府交番		城南区別府2-22-9 TEL 843-5666	

タクシー
病院引率の場合は原則としてタクシーを利用する
(事務室でチケットを受領)

※頭部を強打したり脊髄損傷が疑われる場合は頭部及び脊柱部の保護に注意を払い、その場から動かさずに救急車を要請する。軽症の場合は、病院へ引率する。

4 手当の基本



5 緊急時記録表

「学校事故の記録」は、事故発生時から医療機関へ搬送し保護者と連絡がつくまでの状況を記録するものです。

学校事故の記録

	記載者	
生徒氏名	年 組 番 氏名 (男・女)	
災害日時	年 月 日 () 時 分頃 天候 ()	
	授業中 (体育、)・部活動 ()・他 ()	
災害場所	体育館・柔剣道場・学食・教室 ()・廊下・階段・他 () 運動場・テニスコート・中庭・道路・他 ()	
災害状況	何をしていた、どうなった	
救 急 車	要請時刻 (時 分) → 到着時刻 (時 分)	
	同乗者	
	同行者 * 氏名及び方法	
搬 送 先		
家庭連絡	時 分頃 (連絡者: 連絡先:)	
被災者の状況	<input type="checkbox"/> 意識 [はっきり、ぼんやり、意識無し] <input type="checkbox"/> 呼吸 [無→人工呼吸、有 (回/分)] <input type="checkbox"/> 脈 [(回/分)] <input type="checkbox"/> 出血 [有・無] <input type="checkbox"/> ショック [有・無] <input type="checkbox"/> 血腫 [有・無] <input type="checkbox"/> けいれん [有・無] <input type="checkbox"/> 瞳孔 [左右不同、瞳孔散大、対光反射消失] <input type="checkbox"/> 麻痺 [有・無] <input type="checkbox"/> 変 形 [有 ()・無] <input type="checkbox"/> その他 [嘔吐、吐き気、失禁、複視、やけど、しびれ、いびき 痛み、チアノーゼ、]	
応急手当	<input type="checkbox"/> 保温 <input type="checkbox"/> 冷やす <input type="checkbox"/> 止血 <input type="checkbox"/> 気道確保 <input type="checkbox"/> 人工呼吸 <input type="checkbox"/> 心臓マッサージ <input type="checkbox"/> 手足のマッサージ <input type="checkbox"/> 衣服をゆるめる	

家庭との連絡の記録簿

～ 保護者との面談及び電話連絡等 ～

(NO,)

* F A X等の資料は保管すること。

日 時	区 分	場 所	対 応 者	面 談 内 容 及 び 連 絡 内 容
月 日 : } :	電話連絡 面 談 F A X メ ー ル	学 校 病 院 生徒宅 他		
月 日 : } :	電話連絡 面 談 F A X メ ー ル	学 校 病 院 生徒宅 他		

• 場所について

• 対応者について

生徒側と学校側の両方について記入すること。 例) 父親とHR担任

病院との連絡の記録簿
～主治医との面会及び電話連絡等～

(NO,)

* F A X等の資料は保管すること。

日 時	区 分	場 所	対 応 者	面談内容及び連絡内容
月 日 : { :	電話連絡 面 談 F A X メ ー ル	病 院 (病 名) 他		

- 場所について
電話、FAX、メールの場合は学校の対応者が受け取った場所を記入すること。
例) 教員が自宅で電話をした場合・・・他(〇〇宅)
- 対応者について
病院側と学校側の両方について記入すること。 例) 主治医、教頭とHR担任

医療機関名	☎		
所 在 地			
主治医氏名	(年 月~)	(年 月~)	(年 月~)

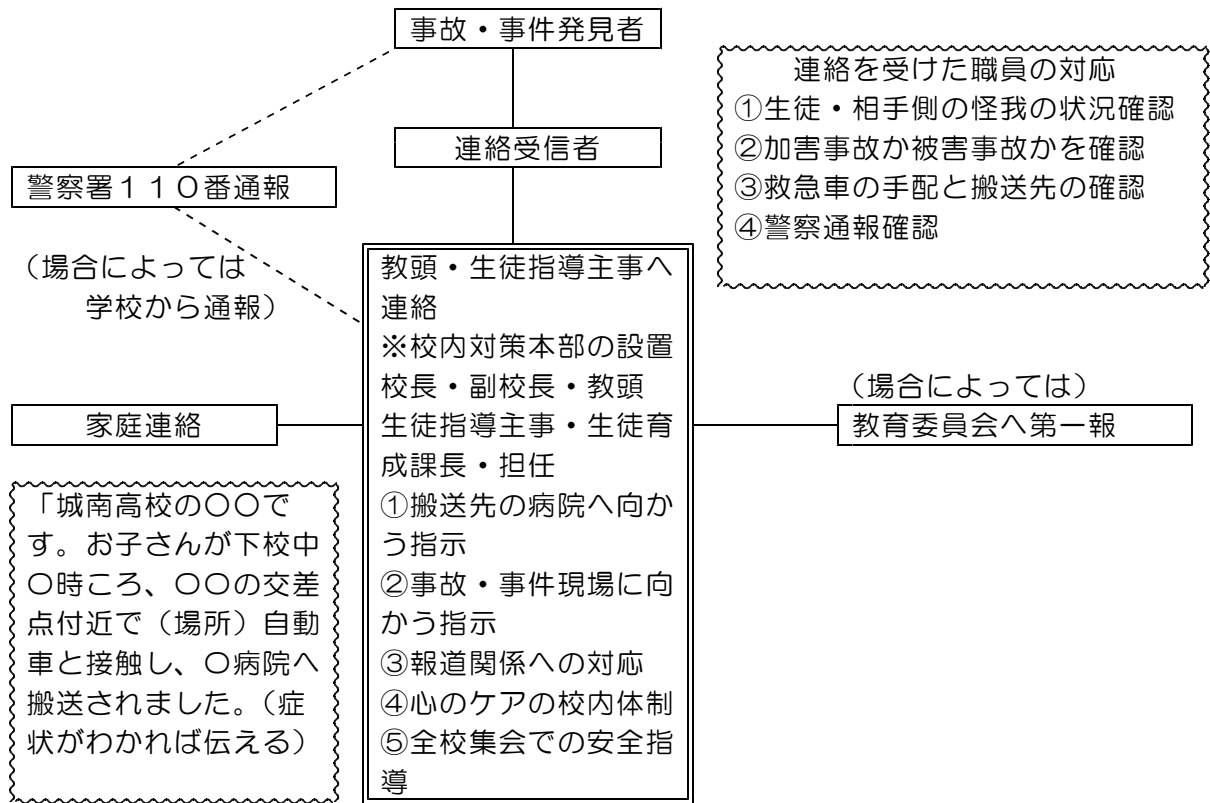
6 緊急時の職員役割分担

本部	<p>場 所：応接室</p> <p>本部職員：校長、副校長、教頭、事務長、主幹教諭、指導教諭、各部部長、保健主事、各部課長学年主任、当該職員 養護教諭、スクールカウンセラー</p>
校長	<ul style="list-style-type: none"> 各関係機関への報告（県教委、PTA会長） 全職員への説明と指示（事実関係の説明、対策本部の設置、職員役割分担） 生徒・保護者との対応（事故生徒・保護者への陳謝と補償、保護者説明会、生徒集会） 外部機関との対応（警察、裁判所、マスコミ、議会）
副校長	<ul style="list-style-type: none"> 事故の連絡を受け、担当職員に連絡・指示 校長への報告及び校長からの指示事項を職員に連絡・指示 外部窓口及び対応（緊急支援を含む）
教頭	<ul style="list-style-type: none"> 事故処理の総括 生徒集会及び保護者説明会用説明書作成 マスコミ取材用文書の作成及び取材後のまとめ、整理 県への報告書作成
事務長	<ul style="list-style-type: none"> 外部受付 現場保存 施設設備の点検
庶務 広報	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集 校長の指示を受け外部との対応 保護者説明会及びマスコミ取材の計画と諸準備
教務 進路支援 生徒育成	<ul style="list-style-type: none"> 一般生徒の掌握と対応 一般生徒及び事故生徒の学習及び進路指導計画 生徒集会の計画と諸準備
生徒育成 保健安全 体育主任	<ul style="list-style-type: none"> 事実確認及び事故原因の調査 事故関係者及び全校生徒の指導 再発防止対策及び再発防止指導 心のケア指導
研修 庶務 広報	<ul style="list-style-type: none"> 事実及び経過記録の整理 日常及び当日の健康状況と指導状況の記録整理
学年主任 HR担任 部顧問	<ul style="list-style-type: none"> 患者への付添及び教頭への容体報告 保護者への連絡と対応 HR（部）生徒の指導
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> 応急処置 救急車要請及び病院との連絡、経過記録 患者への付添及び教頭への容体報告 災害共済手続き

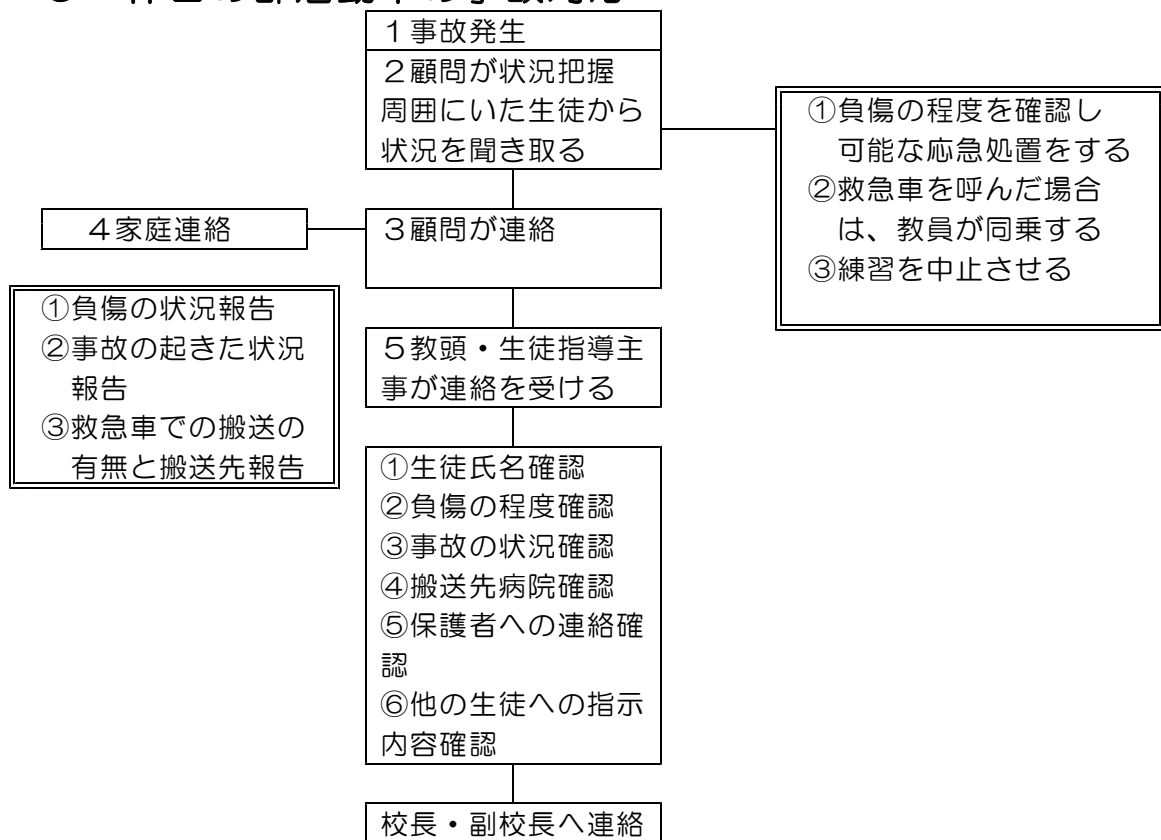
7 緊急時の対応例

<p>【事例】 体育館で部活動中、生徒が突然倒れた。すぐに、救急車で病院に運んだが死亡した。</p> <p>【対応】 ・直ちに対策本部を設置 ・事故状況の確認と整理 ・今後の対応を協議し、全職員に説明並びに指示</p>		
項目	確認・対応内容	職員役割
確認事項	1 事故状況 いつ、何処で、誰が、何を、何故、どのように どうした、現状は、対処は	部顧問 養護教諭
	2 事故者の日常の健康状態と指導状況 (1)健康診断票、生徒指導票、家庭からの連絡 保健調査票 (2)日常の生活と健康状態(授業、保健室利用状況) (3)当日の本人の健康状態(睡眠、朝食、顔色、前日の生活)	HR担任 養護教諭
	3 救急車要請 (1)事故現場から誰が電話し、何分かかったか (2)救急車が来るまでの間何をしたか (3)救急車同乗者及び病院への同行者 (4)病院での治療状況(医師の説明)	全職員
	4 保護者への連絡 (1)いつ、誰が、誰に連絡したか (2)病院の指定はあったか	HR担任 部顧問
	5 部活動状況 (1)年間計画と当日の活動計画 (2)保健・安全管理上の配慮 (健康観察の結果、準備運動、実施前の指導・助言内容)	部顧問
当面の対応	1 県教育委員会への報告	校長
	2 保護者への事情説明及び陳謝	校長、副校長、教頭、部顧問
	3 PTA会長への連絡(葬儀、通夜への対応)	校長
	4 全校生徒への事情説明	校長
	5 通夜(参加者、誠意)、葬儀(参加者、内容、弔意)	校長、副校長、教頭、当該教員
	6 マスコミへの対応	校長、副校長、教頭
	7 警察への事情説明	校長、副校長、教頭、部顧問
	8 現場検証	校長、参事兼事務長、副校長、教頭、顧問
	9 議会対策	校長
今後の対応	1 警察署との対応	校長、副校長、教頭、部顧問
	2 日本スポーツ振興センターへの申請	養護教諭、(部顧問)
	3 全保護者への説明と連携	校長、副校長、教頭
	4 生徒一人ひとりの健康チェックと留意事項の確認	養護教諭、HR担任、顧問
	5 生徒・職員の心のケア	職員・養護教諭
	6 指導体制、救急体制、施設・設備の安全点検・及び改善	全職員

8 登下校中の事故・事件等の対応



9 休日の部活動中の事故対応

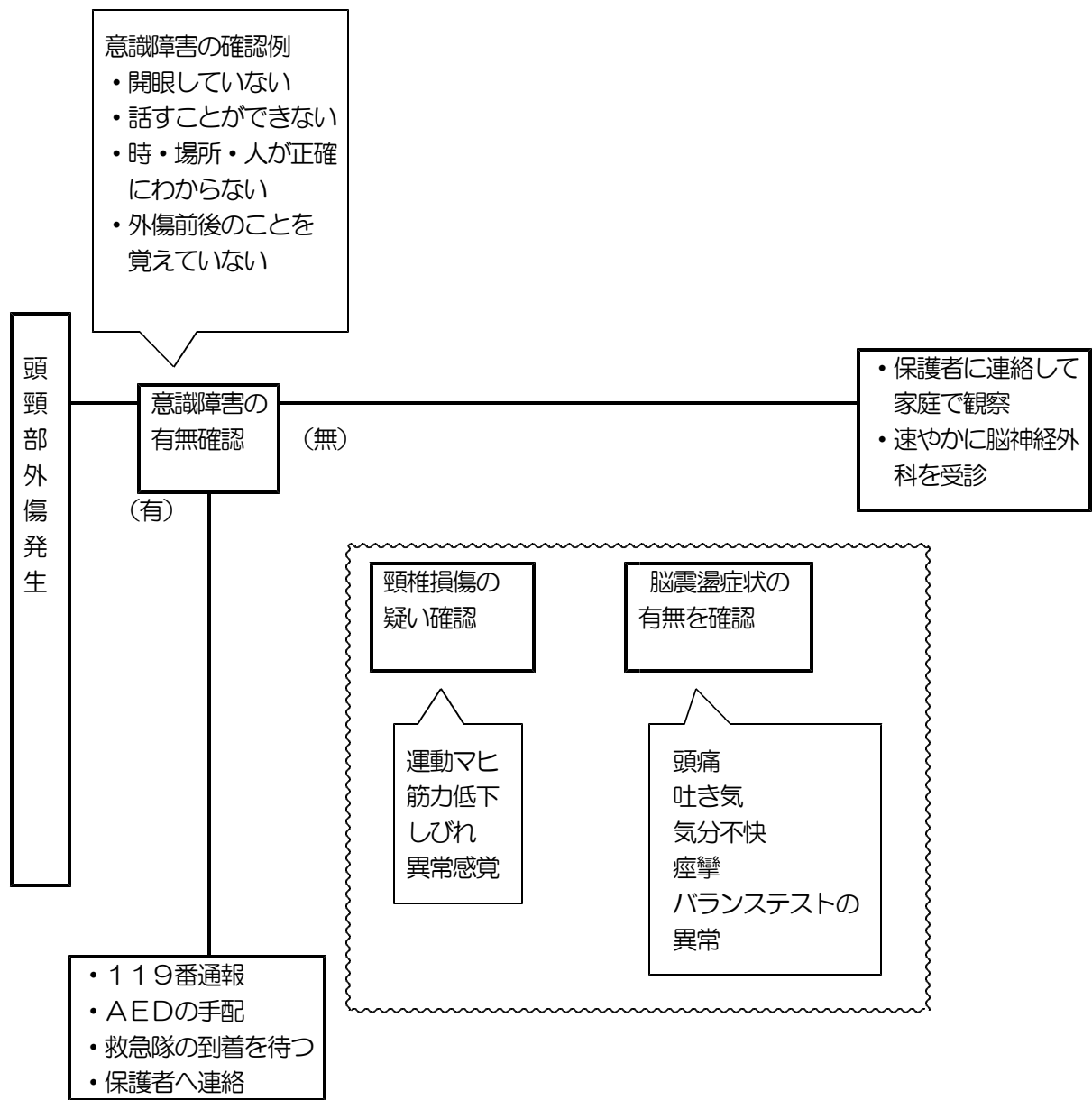


10 頭頸部外傷事故発生時のフローチャート

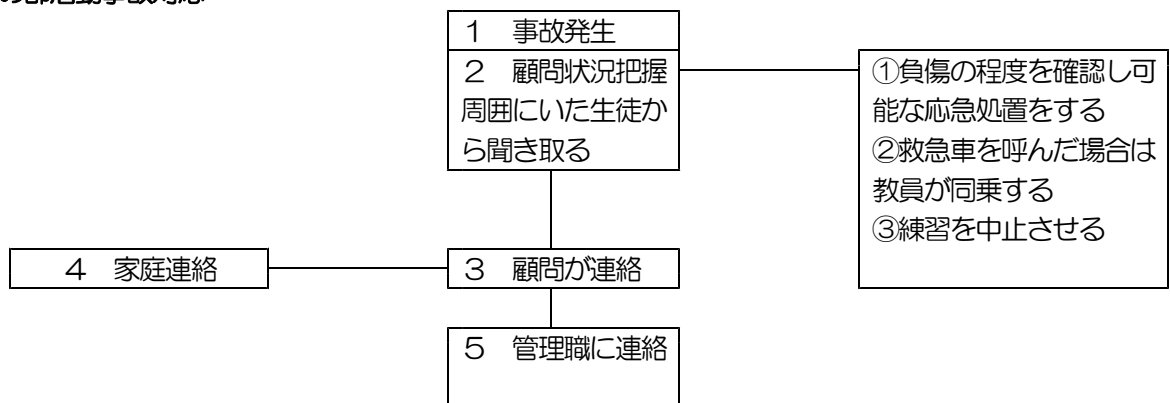
頭頸部や顔面に強い衝撃を受けた時は

※安静に（動かさない）し、すぐに専門医を診察させる

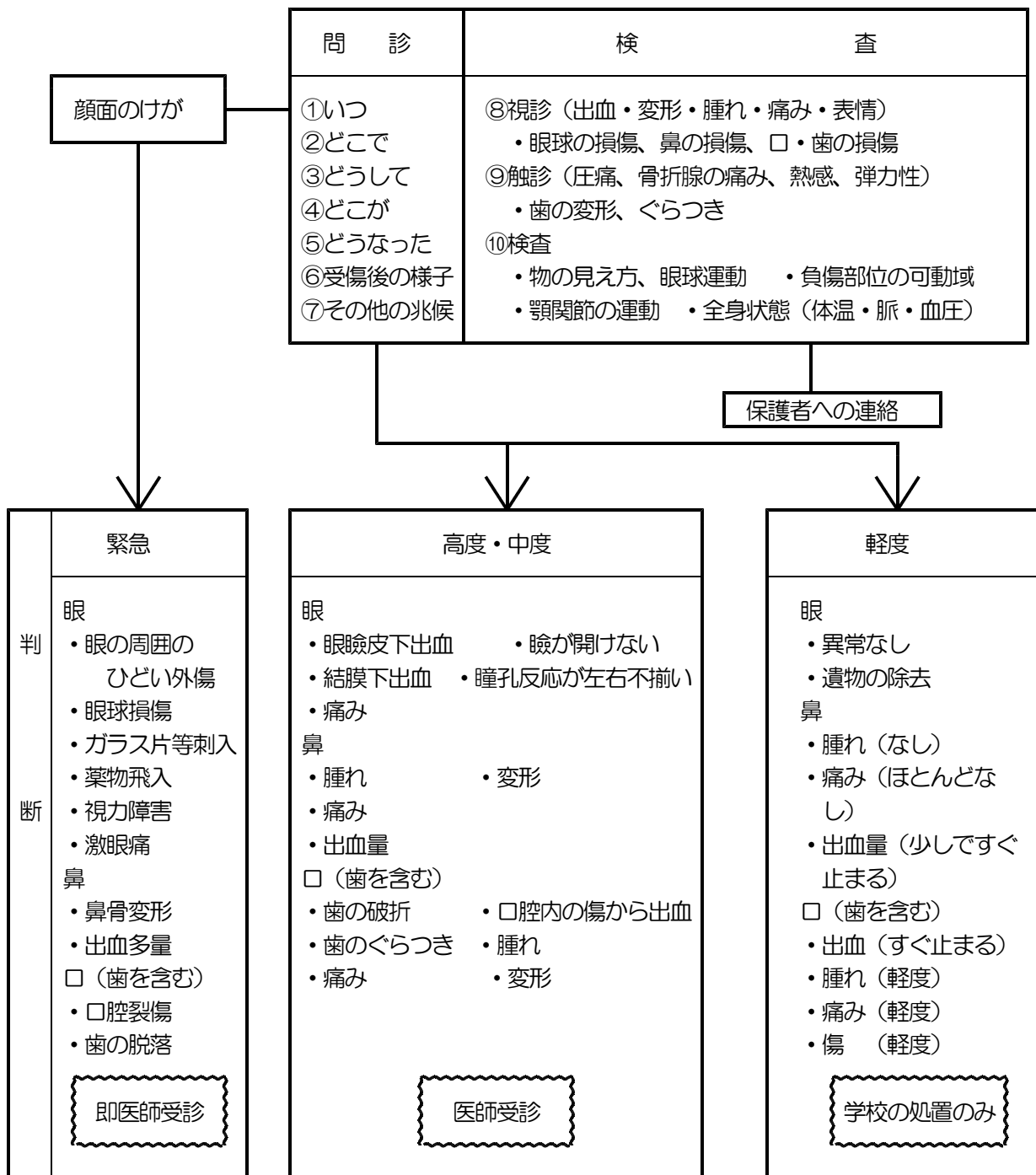
※本人が「大丈夫」と言っても安静にさせる



休日の部活動事故対応



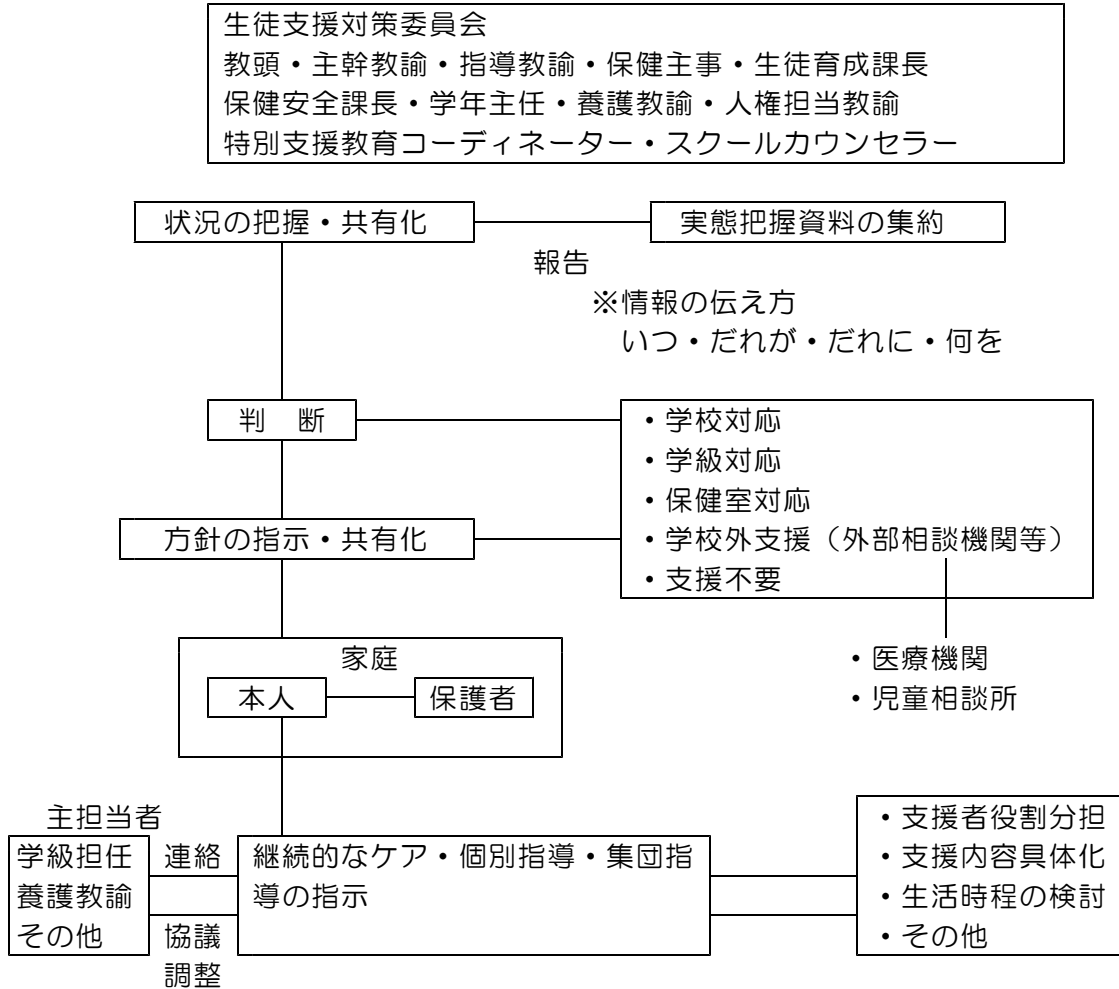
1 1 顔面（眼・鼻・口）の怪我発生時のフローチャート



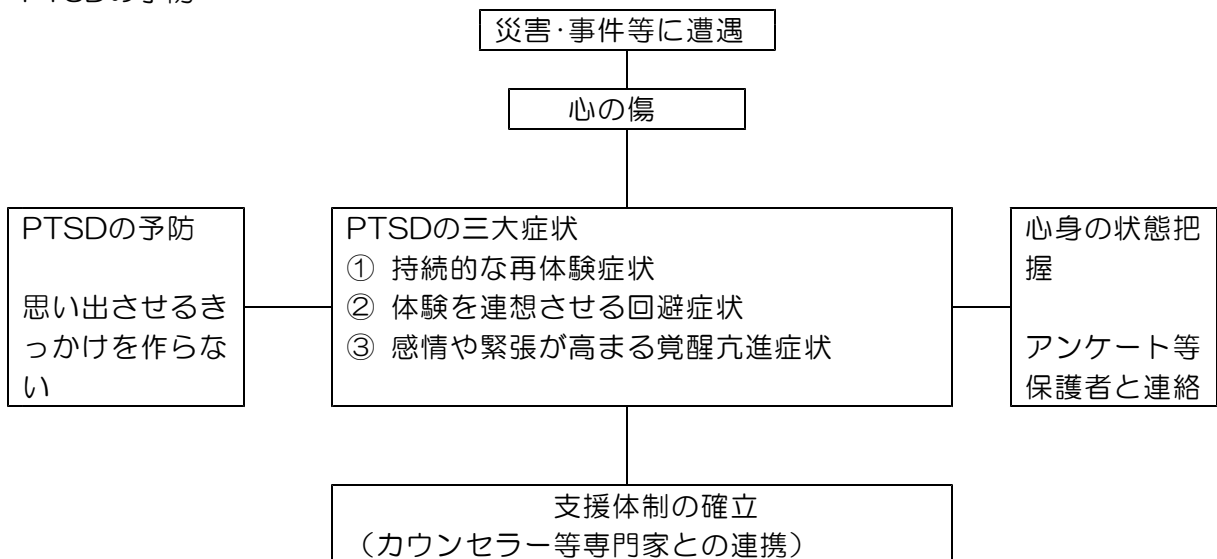
学 校 での 処 置	眼	鼻	口・歯
	・外傷がなければ冷却 ・薬物混入時は水で洗う ・ベッドに横臥 ・安静	・止血：指圧法：鼻栓法 ・鼻根部冷却 ・頭高 ・安静	・止血 ・脱落歯はきちんと保存 ・安静

1 2 災害・事件等発生後の生徒の心のケア

- 危機発生時 ①正確な情報把握 ②救急救命処置 ③安否の確認（自然災害時）
 ④心身の健康状態の把握 ⑤PTA・地域機関との連携
 ⑥教育委員会への情報提供 ⑦報道機関への対応



PTSDの予防



13 台風等異常気象の警報等発令時の対処

「自分の命は自分で判断し自分で守る」ことを最優先に適切な行動をとること。

ア、台風等のおそれのある時は、原則として前日の終礼までに授業の実施等について連絡する。

イ、前日が週休日である場合等、指示が出ていない場合等は原則として次のように対応する。

	情報	授業	登校前発令	登校後発令
注意 幸辰	強風 大雨 洪水等	実施	今後の気象情報や地域の実状等から登校できるか判断する。 ①安全に登校できることを確認した上で登校する ②安全に登校することが心配される場合は、自宅等で待機し学校に連絡する。	①気象情報や地域の実状に応じ、下校させることもある
警 幸辰	台風による暴風	中止等 登校禁止	<p>※暴風警報が出されている場合</p> <p>①午前6時の時点で発令されている場合は、午前11時まで自宅等で待機する。(ただし午前中のみ出校予定の場合は休校とする。)</p> <p>②午前11時の時点で暴風警報が解除されている場合は、12時35分点呼12時50分から午後の授業を行う。 生徒は地域の実状等を判断し安全に登校できることを確認した上で登校する。</p> <p>③午前11時の時点で暴風警報が解除されていない場合は、休校とする。</p> <p>④公共の交通機関が運休する等安全に登校することが心配され自宅等に待機せざるを得ない場合は、学校にその旨を連絡する。</p>	<p>※登校した後で暴風警報が出された場合</p> <p>①安全を確認した後、下校させる 【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通、道路情報の確認 ・保護者引き取りの有無 ・集団下校者の確認 ・自転車通学生の安全指導 ・下校途中で帰宅不能になった場合の対処方法 <p>②安全に下校することが困難な生徒については、保護者と連絡を取り、適切な対処をする</p>
	上記以外の警報 大雨 大雪 洪水等	実施	今後の気象情報や地域の実状等から登校できるか判断する。 ①安全に登校できることを確認した上で登校する ②安全に登校することが心配される場合は、自宅等で待機し学校に連絡する。	①気象情報や地域の実状に応じ、下校させることもある

情報	授業	登 校 前 発 令	登 校 後 発 令
特 別 警 報	状況に応じて判断する	ただちに市町村の避難情報に従うなど適切な行動を取ること。	ただちに市町村の避難情報に従うなど適切な行動を取ること。 ※校内での待機の場合もあり得る。
備考	自宅待機や休校とする場合は本校HPやclassiで確認してください。		

14 地震・津波災害発生時の対応・行動

①授業時間の場合

ア 対応及び行動内容

地震発生 対 応	地震発生 安全確保指示 授業担当者	身体安全確保 教室内においては机の下に身を入れる 校外においては落下物に注意し建物から離れる ガラス窓等に近づかない	
	校内避難誘導 授業担当者 職員防災隊（誘導隊）	地震停止後 貴重品のみを持ち、靴をしっかりと履き避難準備 避難経路の安全確認後、落下物・散乱物等に注意し運動場 に避難、無駄話をせず走らず、次の揺れに備えながら避難	
	同時進行 生徒 対 応	生徒の状況把握 指揮・教育推進部 ・生徒育成課 ・保健安全課	整列・点呼 担任はクラスごとに整列させ確実に点呼 負傷者の把握・応急措置と救急への連絡 負傷者の人数・状態を把握し応急措置を施す
		建築物破損状況 確認 生徒育成課 校外情報の収集 庶務課 研修部	教員による建物被害状況の調査 緊急避難場所として利用可能な場所の確保 電気・ガス・水道等の状況確認（漏・ガスメーター）崩壊危険箇所等の有無 交通機関・火災の発生等の状況把握 生徒の下校可否の判断 外部からの避難者の受け入れ等 通信状態の確認 家庭との連絡が可否等
津波発生 対 応	津波発生 情報収集	県、市町村防災情報等により津波に関する情報を収集	
	避難場所避難経路決定	津波に対する避難指示を出し、避難誘導 地震避難で運動場に待機している生徒に津波の避難指示 学校内の一番高いところ（4階）へ避難	
	生徒の状況把握 指揮・教育推進部 ・生徒育成課 ・保健安全課	整列・点呼 担任はクラスごとに整列させ確実に点呼 負傷者の把握・応急措置と救急への連絡 負傷者の人数・状態を把握し応急措置を施す	
	情報収集 広報課 研修部	県、市町村防災情報等により津波に関する情報を収集 津波は繰り返し来襲の可能性があるため、津波警報・注 意報が解除されるまでは待機 交通機関・火災の発生等の状況把握 生徒の下校可否の判断 外部からの避難者の受け入れ等 通信状態の確認 家庭との連絡の可否等	

イ 係分担等

係	該当職員等	業 務 内 容
指揮	対策本部 校長、副校長、教頭 参事兼事務長、 生徒育成課 指揮担当教員	<ul style="list-style-type: none"> 職員への説明・指示 事態の状況・事後の対応等説明と役割分担指示 外部機関への連絡 消防・警察への緊急連絡、教育委員会への報告 事後の授業措置等・・・教育委員会、保護者、マスコミ
生徒把握	学年	<ul style="list-style-type: none"> 人員確認、負傷者把握と報告、避難場所での生徒把握 避難場所での安全確保、移動時の指示 下校指導、保護者への連絡（通信状況で異なる）
保健環境	保健安全課 職員防災隊（救護隊）	<ul style="list-style-type: none"> 救護活動、医療機関への連絡 負傷者への応急処置や救急及び病院への連絡 負傷者搬出支援
安全点検 ・ 警備	進路支援課 職員防災隊 （警備隊・誘導隊）	<ul style="list-style-type: none"> 校舎内の安全確認と報告 建物の破損状況把握と安全確認 ライフラインの状況把握、薬品転倒による異臭確認 搬出物の管理、部外者立ち入り禁止区域の設定等
情報収集等	広報課 研修課 DX推進課	<ul style="list-style-type: none"> 外部状況の把握 交通機関の状況、市街地での火災発生、建物の倒壊等 通信施設の状況把握 コンピュータシステムの点検・確保 インターネット、ホームページの更新（授業措置連絡等）
管理記録	職員防災隊（搬出隊）	<ul style="list-style-type: none"> 重要公簿の搬出 地震収束後に安全確保の上実施（搬出隊担当） 被害状況、連絡・指示内容の記録

②登下校中の場合

		生徒の対応・行動	留意事項	教員の対応・行動
地震津波災害	登下校途中の生徒	地震発生 安全確保 避難	<ul style="list-style-type: none"> 建物から離れ落下物回避 身を低くして頭部を保護 車道には出ない 交通機関利用の場合、運転手や車掌の指示に従う 自宅・学校のいずれか近い場所に避難 両者とも無理な場合、近くの避難所に避難しその場の責任者の指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 学校へ避難してくる生徒の誘導 地域住民避難者の誘導 連絡可能になってから連絡 生徒の所在確認
		津波発生	<ul style="list-style-type: none"> 避難時間が確保できる場合はなるべく高台へ避難 避難時間がない場合は、近くが一番高い場所へ避難 	<ul style="list-style-type: none"> 学校へ避難してくる生徒の誘導 地域住民避難者の誘導 連絡可能になってから連絡 生徒の所在確認
害発生	校内残留生徒	地震発生 安全確保 校内避難	<ul style="list-style-type: none"> 教室内においては机の下に身を入れる 校外においては落下物に注意し建物から離れる ガラス窓等に近づかない 顧問等の指示に従い運動場に集合・点呼 以後教員の指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 地震停止後、緊急放送可能であれば避難場所等への移動指示 運動場で集合・点呼（残留教員） 登下校途中生徒も含む 地域住民避難者の掌握 生徒とは別に集合してもらう 生徒・地域住民避難者の状況把握 以後授業時間中と同様の対応 地域住民に関しても情報・避難場所の提供
		津波発生 安全確保 校内避難	<ul style="list-style-type: none"> 学校内の一番高い場所に避難（屋上・4階） 地震によって危険な場所があるため教員の指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 地震で運動場に待機しているため、津波の避難指示（屋上・4階） 地域住民避難者の掌握 生徒とは別に集合してもらう 生徒・地域住民避難者の状況把握 以後授業時間中と同様の対応 地域住民に関しても情報・避難場所の提供
対応				

③勤務時間外

		対 応	行 動
地震 災害 発生	生徒	地震発生 安全確保 安否確認 事後の措置確認	<ul style="list-style-type: none"> 自己及び家庭での安全確保に専念 避難所に避難した場合、揺れが止まり通信が回復した後、学校に（Classroom等）連絡 授業措置等事後の諸行動確認（学校からの連絡や報道等）
	教職員	地震発生 安全確保 学校参集 緊急対策本部設置 校舎の被害状況 点検 災害情報の収集 避難所設置・運営 外部対応 生徒の安否確認 事後対応連絡	<ul style="list-style-type: none"> 自己及び家庭の安全確保 自宅周辺及び通勤途上の安全確認後、直ちに学校に参集 参集してきた教員により緊急の対策本部を設置し、諸対応に当たる（組織編成は授業時間中参照、管理職到着後はその指示に従う） 避難所開設のための施設安全度の自己診断と校舎内避難 地震規模・余震情報・二次災害情報等の把握 地域住民避難者への対応 窓口の一本化 緊急避難所支援が落ち着いたところで生徒の状況確認 保護者・マスコミ・教育委員会への連絡・報告

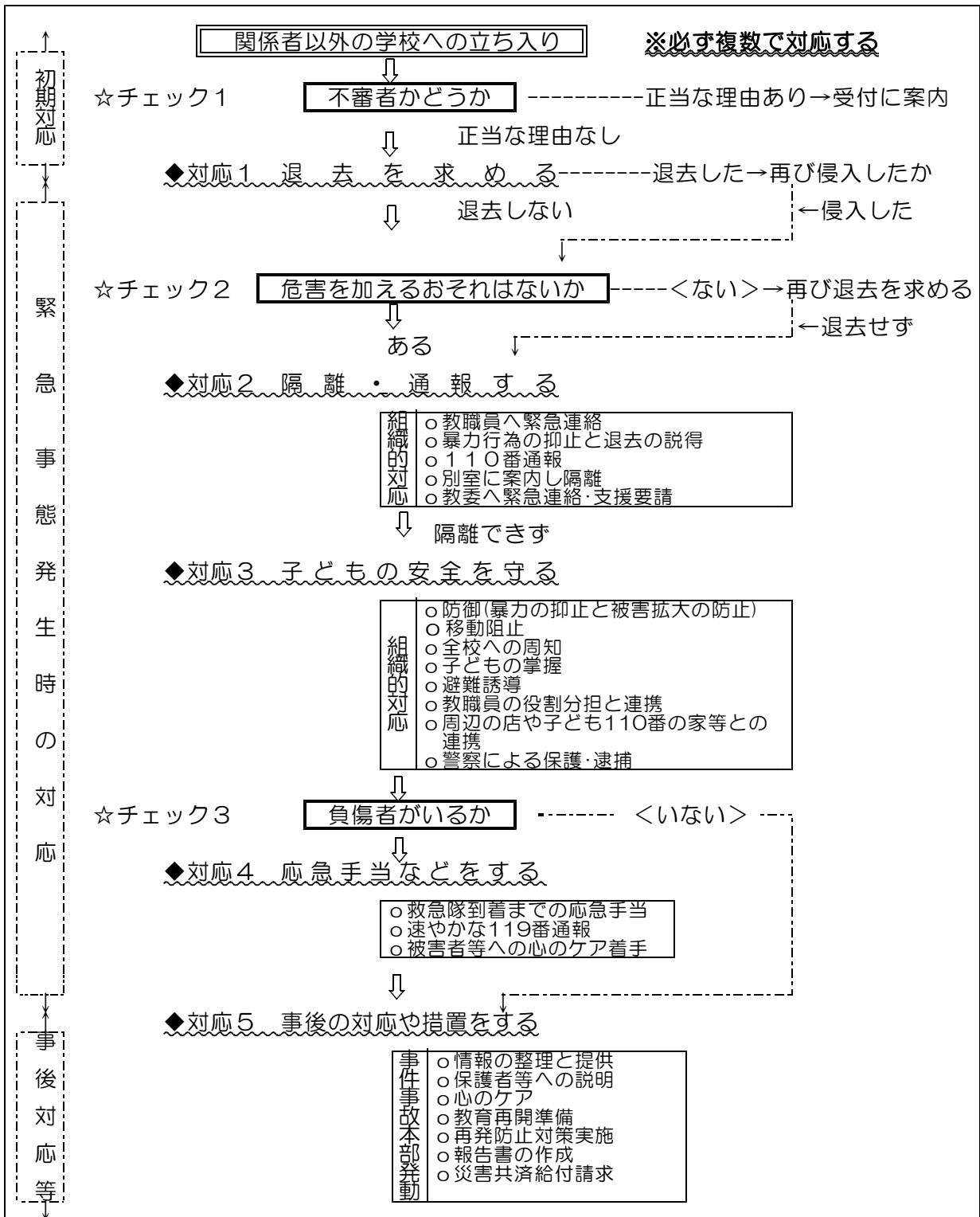
15 不審者対応マニュアル

○職員は生徒に次の点を適宜指導しておく。

(1) 登・下校中の不審者等への対応

項目	対応など	備考
1 通学途上の注意	(1)歩道や街灯の整備された幹線道路を通る 通行の際には交通ルール・マナーを守る (2)できるだけ、単独での登・下校は避ける 特に下校時の暗い時間帯は、同じ方面の友人等と一緒に帰る	
2 不審者に出遭ったら	○危害を加えられそうになったら、次のような行動を取る ①大声を上げて、人通りのある方へ走って逃げる ②防犯ブザーを鳴らす ③近くの民家や店などに駆け込むなど	
3 事故や被害にあったら あるいは 友達などが被害にあっているのを見かけたら	(1)まず、出来るだけ早く警察に連絡する (110番) (2)その後、学校へ連絡する (城南高等学校＝TEL：831-0986) ※場合によっては、保護者に連絡し、保護者から学校へ連絡してもらう	○学校は連絡を受けたら複数で、現場に急行する 現場に急行した者は教頭に報告する

(2) 校内における不審者への対応



16 学校安全管理 - 防犯と事故防止 -

- 1 施設設備の定期的点検による、物的管理の徹底
- 2 通学路の点検と登下校マナー指導による事故防止
- 3 学校管理下の事故防止指導の徹底
- 4 施錠・貴重品管理、複数下校等による防犯の徹底
- 5 来校者の受付簿記載と名札着用等による不審者対策の徹底
- 6 安全教育、防犯教育等の充実・徹底

1.7 報道対応

【マスコミ対応での配慮事項】

- 1 窓口を一本化する
- 2 事実を正確に公開することを原則とする
- 3 関係者の基本的人権の尊重に配慮する
- 4 解決に向けてマスコミの活用を図る
- 5 マスコミ取材の心得・態度を明確にする
 - ①ウソは禁物
 - ②言えないことは「言えない」という
 - ③知ったかぶりは禁物
 - ④ミスリード的相槌を慎む
 - ⑤逃げない・待たせない
 - ⑥締め切り時間への配慮
 - ⑦オフレコの活用
 - ⑧資料は先手を打って配付する
 - ⑨素直な陳謝
 - ⑩解禁条件付きの発表方式
- 6 誤った報道は訂正を要求し、然るべき法的処置をとることも検討する
- 7 やむなく情報を公表するのではなく、学校の主体的判断のもとに対応する

係	場 所	担 当 者	任 務 及 び 留 意 事 項
本 部	応接室	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長 …… 校長 ・広報責任者 …… 副校長 ・広報担当 …… 教頭 ・本部職員 参事兼事務長、各主幹、 指導教諭、各課課長、 学年主任、該当職員 養護教諭 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総指揮及び指令(校長) 2 記者取材及び保護者用説明文書作成(教頭) <ul style="list-style-type: none"> ・ 事実は正確に隠さない ・ 箇条書き、5W1Hを具体的に ・ 発表文章以外は「ノックアウト」できるように作成 ・ 取材後の内容まとめ 3 マスコミとの相互確認及び依頼事項(副校長) <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育環境を破壊しない ・ 取材場所、時間、立ち入り、撮影可能場所 ・ マスコミ幹事社(窓口)決定、可能であれば代表取材を依頼 ・ 取材時は録音、メモをとる。質問者は社名と氏名を言う ・ 保護者会は代表取材(カメラ1人 記者1人) ・ 保護者会へのダブル同席は可否を保護者に図る
会 場 受 付	代表取材 …… 応接室	広報課	<ol style="list-style-type: none"> 1 会場設営(机、椅子、録音準備) 2 受付は名刺、氏名、所属報道機関名部署記入
取 材	共同取材 …… 会議室 保護者会 …… 体育館	校長、副校長 教頭、 広報課	<ol style="list-style-type: none"> 1 取材対応は1人、文書を配付して読む(校長) 文書以上のことは原則としてノックアウト 2 会見内容をメモ(教頭) 3 会見内容を録音(企画)
渉 外		事務 生徒育成課	<ol style="list-style-type: none"> 1 撮影場所及び立ち入り禁止場所の指示 2 駐車場への誘導 3 来客、電話対応

18 光化学オキシダント発令時の対処

(1) 緊急時の連絡網の整備と発令・解除の周知徹底

ア 平日

〔防災アプリまもるくん等による発令情報受信：生徒育成主幹〕

〔管理職への報告、職員への周知徹底：発令情報を机上に配布および口頭連絡〕

〔授業担当・担任・部活動顧問により生徒に周知徹底、適切な処置〕

イ 休日

〔防災アプリまもるくん等による発令情報受信：生徒育成主幹〕

〔管理職への報告、職員への周知徹底：発令情報を屋外部活動に電話連絡〕

〔部活動顧問により生徒に周知徹底、適切な処置〕

(2) 準備体制

ア 生徒自身が自分の健康状態を知り、異常の場合は進んで届け出るように指導する。

喘息・気管支炎・アレルギー疾患など健康上注意を要する生徒については留意すること

イ 学校医・医療機関等への連絡体制を確認すること

情報	屋外授業	教室	部活動	行事等
注意 報 0, 12 ppm	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて諸活動を中止し、屋内の授業に切り替える。 ・屋内の活動でも過激な身体活動を控える。 ・目やのどの痛み等健康状態の確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓、ドアを閉め、なるべく戸外に面したカーテンを閉める。この場合、換気に留意する。 ・目やのどの痛み等健康状態の確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外の諸活動を中止し、屋内の活動に切り替える。 ・目やのどの痛み等健康状態の確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・なるべく屋外の諸活動等は中断し、屋内に退避させ、状況判断の上、再開の可否を決める。 ・目やのどの痛み等健康状態の確認を行う。
警 報 0, 24 ppm	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに諸活動を中止し、屋内に退避させる。 ・屋内の活動でも過激な身体活動を中止する。 ・目やのどの痛み等健康状態の確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓、ドアを閉め、戸外に面したカーテンを閉める。この場合、換気に留意する。 ・目やのどの痛み等健康状態の確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに屋外活動を中止し、屋内に退避させる。 ・屋内にいても過激な身体活動を中止する。 ・目やのどの痛み等健康状態の確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに屋外活動を中断し、屋内に退避させる。 ・目やのどの痛み等健康状態の確認を行う。
重大 緊急 報令 0, 40 ppm	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに諸活動を中止し、屋内に退避させる。 ・状況により屋内中授業の継続、中止の判断を行う。 ・目やのどの痛み等健康状態の確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓、ドアを閉め、戸外に面したカーテンを閉める。この場合、換気に留意する。 ・目やのどの痛み等健康状態の確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに屋外活動を中止し、屋内に退避させる。 ・屋内にいても全ての身体活動を中止する。 ・目やのどの痛み等健康状態の確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに屋外活動を中断し、屋内に退避させる。 ・屋内において全ての身体活動を中止する。 ・目やのどの痛み等健康状態の確認を行う。

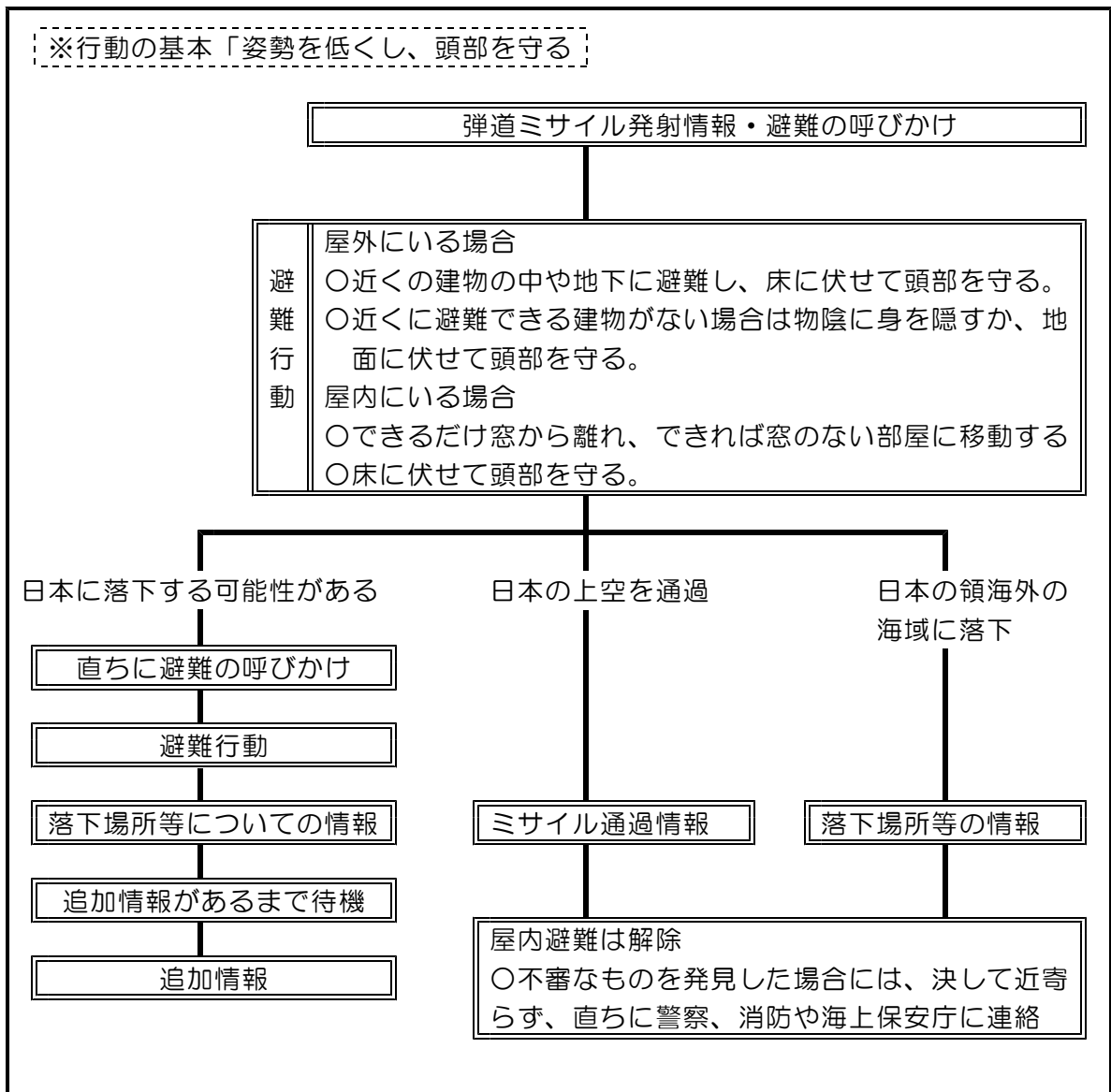
被害発生時の処置	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者のそばに教員がついておくこと。 ・直ちに、管理職に報告、養護教諭に連絡すること。 ・目やのどの刺激や痛み、を感ぜた生徒・児童等には、洗眼やうがいをさせる。 ・症状に応じて学校医や医療機関の診察を受ける。 ・呼吸困難、けいれん、意識障害等重症の場合は、迅速に学校医や医療機関と連携し、必要な診断・治療を受けさせる。
----------	--

19 弾道ミサイル発射に係る対応

弾道ミサイルが発射され、爆風や飛来する可能性がある場合は、Jアラートにより国から緊急情報が発信されると、これを発信した市町村では防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、様々な手段により住民へ情報が伝達される。また、携帯電話等にもエリアメール・緊急速報メールが配信される。

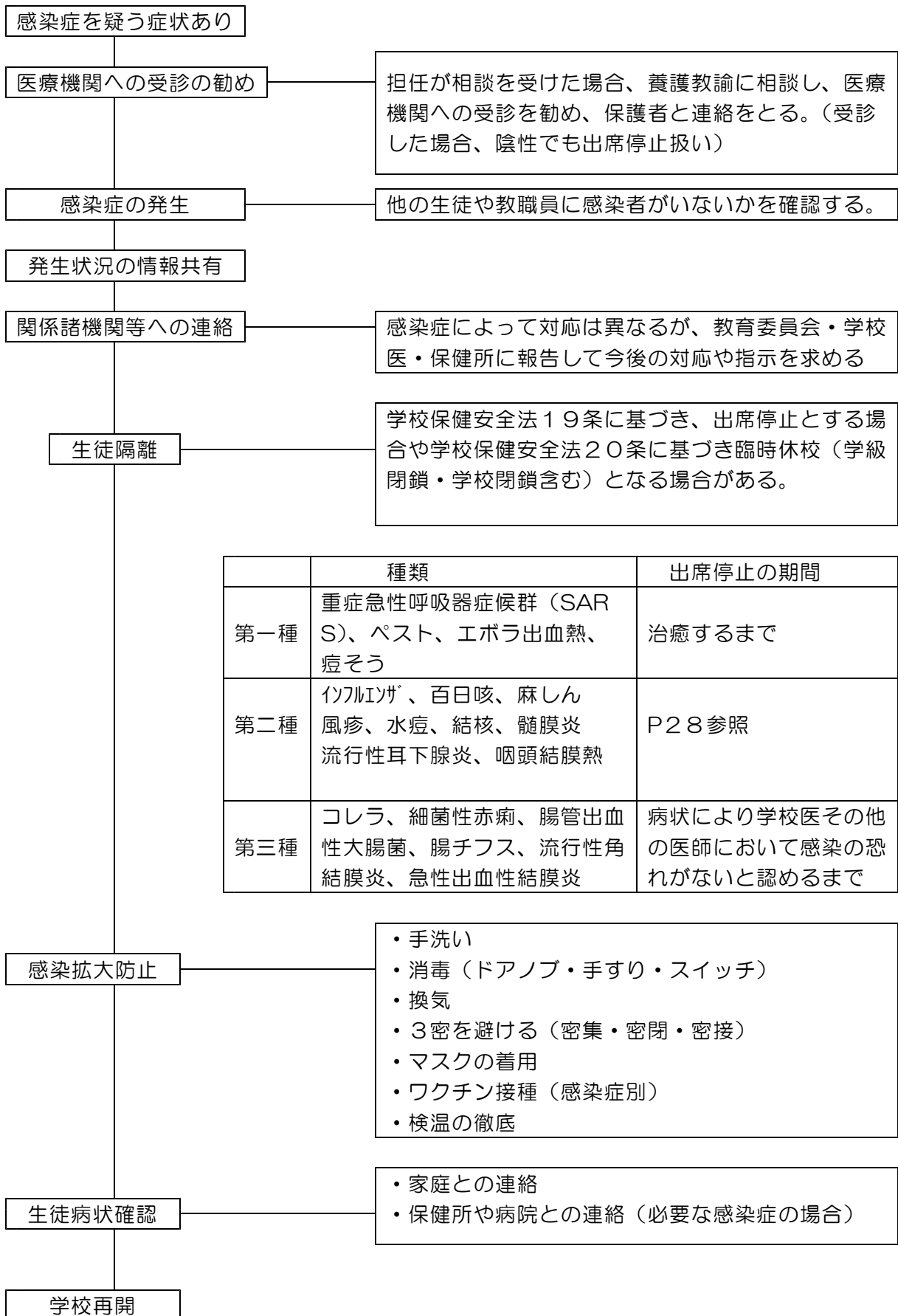
弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る行動をとることが必要である。正しい知識を身につけ、適切な避難行動をとることにより、被害を最小限にすることが可能になる。

(1) Jアラートによる情報伝達と学校における避難行動



項 目		対 応
学 校 に い る 場 合	校舎内	弾道ミサイル発射情報・避難の呼びかけがあった際に、教室内で授業中の場合、窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守ること、また、机の下に入って頭部を守ること。
	校舎外	グラウンドでの授業中の場合は校舎内に避難する。校舎内への避難が難しい場合はグラウンドの中心ではなく、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守ること。
校 外 活 動 中 の 場 合		屋内にいる場合、窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守ること。また、すぐ避難できるところに頑丈な建物があれば直ちにそちらに避難すること。 計画の段階で様々な危機事案の発生も想定しておくことが重要となり、活動場所での情報伝達方法や危機事案が発生した場合の避難について事前に確認しておくこと。
登 下 校 中 の 場 合		登下校中に入手した情報に基づき生徒が自らの判断で冷静に行動できるように、事前に指導しておくこと。 自転車通学者は、近くの建物に直ちに避難すること。電車やバス等、公共の交通機関において、車内に流れる情報や乗務員の指示を注意して聞き、その指示に従うこと。 また、ミサイルの通過情報や落下等の情報および追加情報が流れるまでは避難場所をはなれないようにすること。

20 感染症対応



感染対策の原則			
感染成立の3要因への対策と、病原体を			
1	持ち込まない	2	持ち出さない
3	拡げない	が基本です	

感染成立の3要因と感染対策

感染症は①病原体（感染源）②感染経路③宿主の3つの要因が揃うと感染します。感染症対策においては、これらの要因のうちひとつでも取り除くことが重要です。特に、「感染経路の遮断」は感染拡大防止のためにも重要な対策となります。

1 感染源

感染源の原因となる微生物（細菌・ウイルス等）を含んでいるものを感染源といい、多くは汚れの中に存在し、血液や体液、嘔吐物や排泄物なども感染源となり、発症している患者自身も感染源となります。

2 感染経路

感染経路		
接触感染	手指・食品・器具を介して伝播する頻度の高い伝播経路である	電車やバスのつり革 ドアノブ・手すり スイッチ
飛沫感染	咳・くしゃみ・会話等で飛沫粒子を口や鼻から吸い込むことにより伝播する	屋内などで、お互いの距離が十分に確保できない状況での会話等
空気感染	咳・くしゃみなどで、飛沫核（5μm以下の微粒子）として伝播する。空中に浮遊し、空気の流れにより飛散し同じ空間にいる人が吸い込んで伝播する	換気が悪く、乾燥している室内・会場

3 感染症対策

まずは、一般的な感染症対策や健康管理を心がけてください。

具体的には、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを行い、できる限り混雑した場所を避けてください。また、十分な睡眠をとることも重要です。

また、①密閉空間であり、換気が悪い、②近距離での会話や発声がある、③手の届く距離に多くの人がいる。この3条件が同時に重なる場を徹底的に避けること。

【感染源を断つこと】

次の方法により、発熱等の風邪の症状がみられる生徒については、自宅で休養させることを徹底すること。教職員についても、同様の対応とすること。

- ①家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認
- ②登校前に確認できなかった生徒については、保健室等での検温及び風邪症状の確認

【感染経路を経つこと】

①手洗いの徹底

②咳エチケットの徹底

③換気の徹底

教室等のこまめな換気を実施すること（可能であれば2方向の窓を同時に開けること）

④タオル等の共用を避ける

⑤清掃の徹底

床・壁・ドアなどは水拭きでよい。多くの人に触れるドアノブ、手すり、ボタン、スイッチなどは、水拭きした後、1日1回の消毒が望ましい。

【抵抗力を高めること】

生活習慣について

- ・免疫力を高める食事 ビタミンDが豊富な食材を取る
- ・免疫力を高める飲み物 緑茶にふくまれるカテキンにも予防効果がある
- ・免疫力をつかさどる白血球の働きをうながすビタミンCを多く含む食材を取る
- ・発酵食品や食物繊維を食べることで、免疫力の7割をつかさどっている腸の環境を整えると、ダイレクトに免疫力を上げることができる
- ・睡眠を十分とって規則正しい生活をする
- ・湿度を50～60%に保つこと
- ・カラダを温かく保つ
- ・適度な運動をつづけることで、血行がよくなって代謝があがるため、免疫力が高まり、細菌などに感染しにくいカラダをつくることことができる

4 出席停止期間について

病名	出校停止の期間の基準
インフルエンザ	発症後5日を経過し、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	咳が消失するまでまたは5日間の抗菌薬療法が終了するまで
麻疹	解熱後3日経過するまで
おたふくかぜ	耳下腺、顎下腺の腫張が発現した後5日を経過し、全身状態が良好
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱	発熱・咽頭炎等の主症状が消退した後2日を経過するまで
結核	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
コロナ	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した日の翌日を経過するまで

21 雷への対応

(1) 緊急時の連絡網の整備と発令・解除の周知徹底

〔防災アプリまもるくん等による発令情報受信：生徒育成主幹〕

↓
〔管理職への報告、職員への周知徹底：発令情報を机上に配布および口頭連絡〕

↓
〔授業担当・担任・部活動顧問により生徒に周知徹底、適切な処置〕

予想される状況	教職員の対応	生徒の対応
①真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。 ②急に冷たい風が吹いてきた。 ③大粒な雨や雷が降り出す。	速やかに屋内に避難させる。 雷鳴が遠くても雷雲はすぐに近づいてくる。また、雨が降っていても落雷はあるため、速やかに避難させる。	教職員の指示に従い、屋内に避難する。 全ての電気器具、天井、壁から1m以上離れる。
雷注意報の発表 ①雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。	校庭等、近くに高いものがない場所での活動の場合は特に注意し、速やかに活動を中止させ、屋内へ避難させる。 高い木の近くは危険なので、2m以上離す。 避難する場所がないような場合は、できるだけ姿勢を低くさせる。	教職員の指示がなくても避難する 校庭等に避難するときは、高い木から2m離れ、低い姿勢を取る。 【登下校時】 無理に帰宅せず、近くの安全な場所へ避難する。 自転車に乗っている場合はすぐに降りて姿勢を低くして、安全な場所に避難する

予想される状況	教職員の対応	生徒の対応
雷が止む	雷鳴が止んでから20分程度は落雷の危険があることから安全な場所での待機を指示する。 雷雲が去っても、次の雷雲が近づく場合もあるので、新しい雷雲の接近に常に注意する。 その後は、気象情報等で安全を確認の上、活動を再開するか判断をする。	教職員の指示がない場合でも、安全な場所で落ち着いて待機する。 【登下校時】 雷鳴が止んでから20分程度は落雷の危険性があるので、安全な場所に待機する。 次の雷雲の接近に常に注意する。

2.2 竜巻への対応

(1) 緊急時の連絡網の整備と発令・解除の周知徹底

〔防災アプリまもるくん等による発令情報受信：生徒育成主幹〕

↓
〔管理職への報告、職員への周知徹底：発令情報を机上に配布および口頭連絡〕

↓
〔授業担当・担任・部活動顧問により生徒に周知徹底、適切な処置〕

予想される状況	教職員の対応	生徒の対応
竜巻注意報の発表	【初期対応】 気象情報の随時確認 転倒のおそれのあるものを固定する。 ドアの開閉、窓ガラスの飛散によるけが防止対策。	
	【 校内 】	
	屋外にいる時は、早めに校舎内に避難させる。 生徒を教室へ集め、教室の窓・カーテンを閉め、窓からできるだけ離れさせ机の下にもぐらせる。 可能であれば、建物の最下階に移動させる。できれば、窓のない部屋で避難の姿勢を取らせる。	教職員の指示に従い、避難場所へ速やかに移動する。 避難するとともに、適切な姿勢をとる。 (姿勢) ・机を壁に寄せシェルターをつくる。 ・机の下にもぐる ・帽子をかぶる
	【 校外 】	
	空の様子に注意し、近くの頑丈な建物に避難させる。	教職員の指示に従い、避難場所へ速やかに移動する。
	【 登下校時 】	
登校前は、緊急メール等で、自宅での待機を指示する。 下校前は、天候が回復するまで学校待機とする。	竜巻を見続けることなく、近くの頑丈な建物の中に早めに避難する。橋や陸橋の下にいかない。	

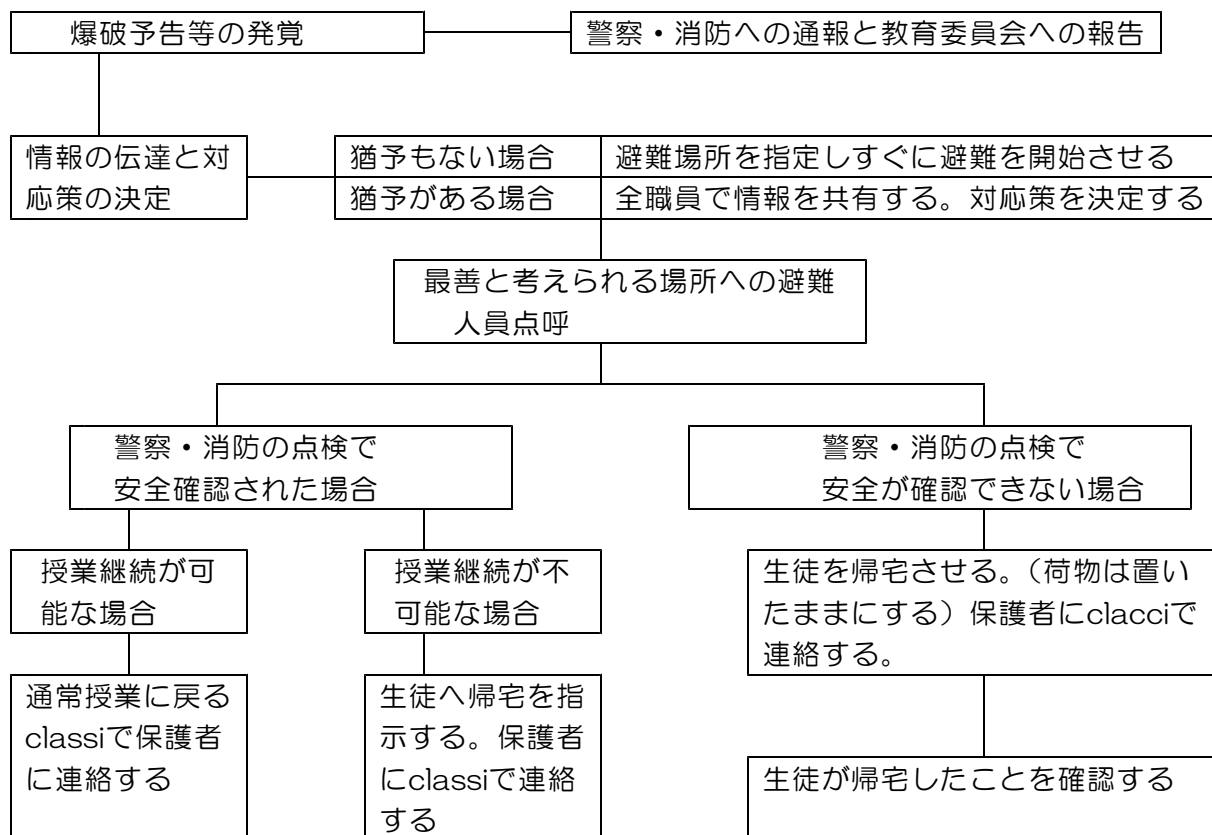
2.3 原子力災害への対応

		留意事項
情報提供	原子力緊急事態が発生した場合は、国・都道府県はテレビ、ラジオによる緊急放送を実施する。また、市町村は、広報車やテレビ等を通じて地域に向けて知らせる。	一斉放送・広報車・テレビ等の情報を、正確に把握する。
	<p>屋内に退避することは、屋根や壁などで放射線を遮ることになり、外部被ばくを低減させる効果がある。また、屋内の気密性を高めることで内部被ばくを抑えることもできる。屋内退避は避難に比べて日常生活に近くテレビやラジオの報道に接することができるため、被ばく線量が小さいときに有効である。</p> <p>コンクリートの建物は、放射線の遮へい効果が大きいので、内部・外部被ばくの防護効果が高い。</p>	<p>ドアや窓を全部閉める</p> <p>換気扇を止める</p> <p>常に、テレビ等の情報を確認する</p>
避難	<p>避難は、環境へ放出された放射線物質から遠く離れ、放射線による外部被ばく・内部被ばくを防ぐための手段である。</p> <p>避難にあたっては、都道府県や市町村の指示に従うこと。</p>	<p>集合場所へは徒歩でいくこと</p> <p>持ち物は最小限にすること</p> <p>戸締りをしっかりすること</p> <p>ガス・電気の消火・消灯をすること</p> <p>学校独自での判断ではなく、都道府県や市町村の指示に従うこと</p>

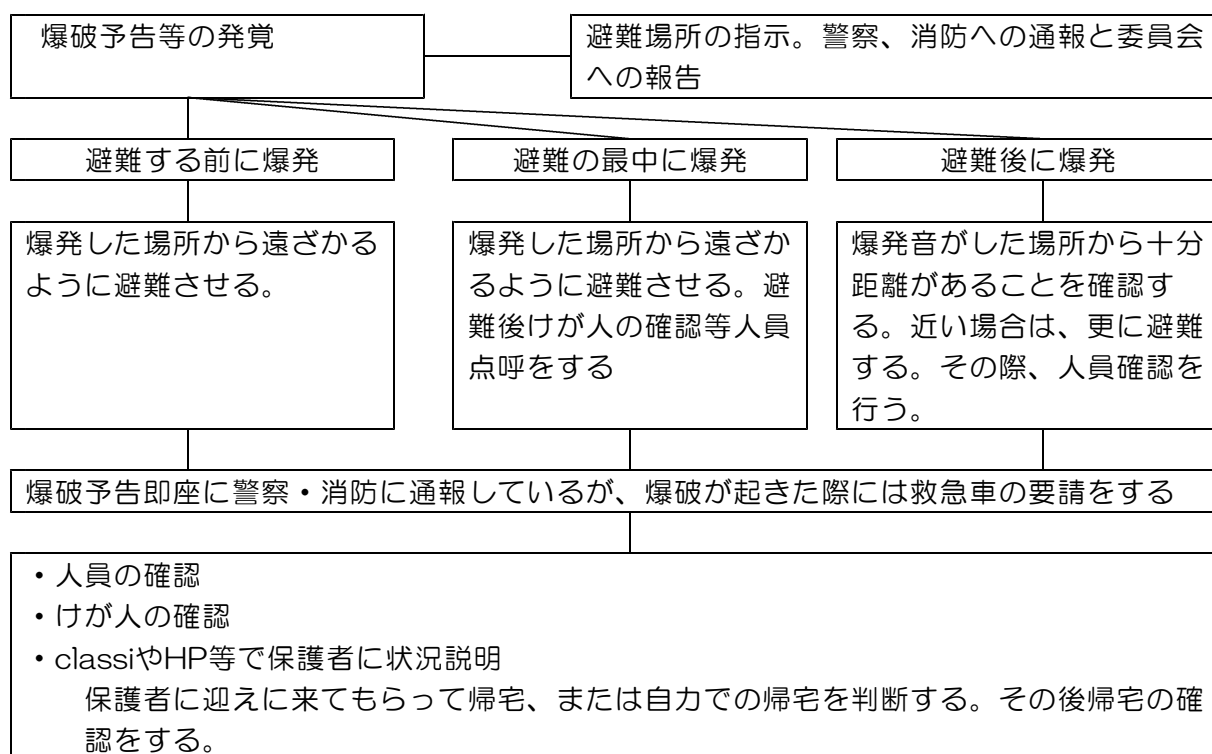
24 爆破予告等への対応

在校時の対応

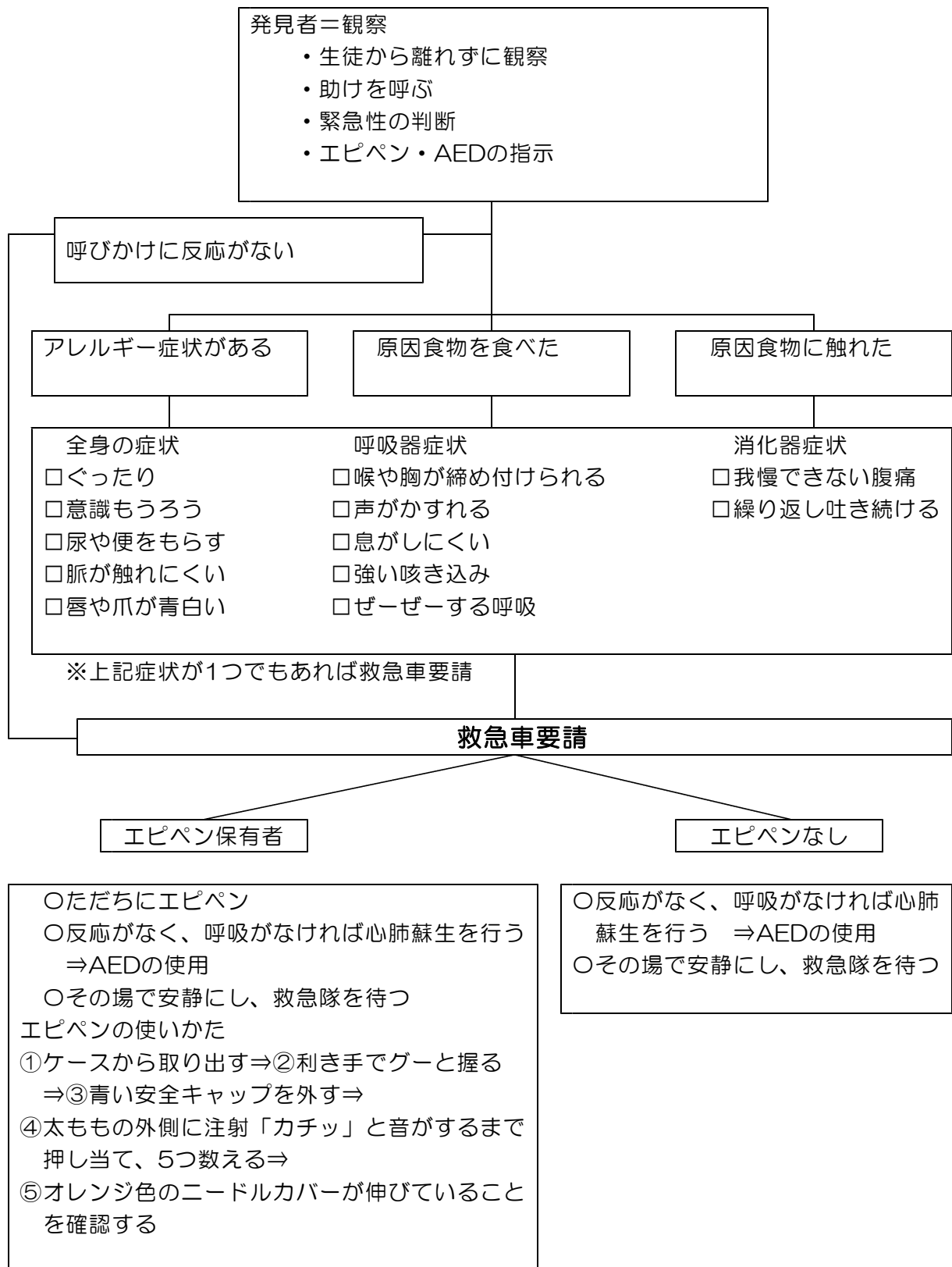
① 爆発が起こる前の対応



② 爆発が起きた時の対応

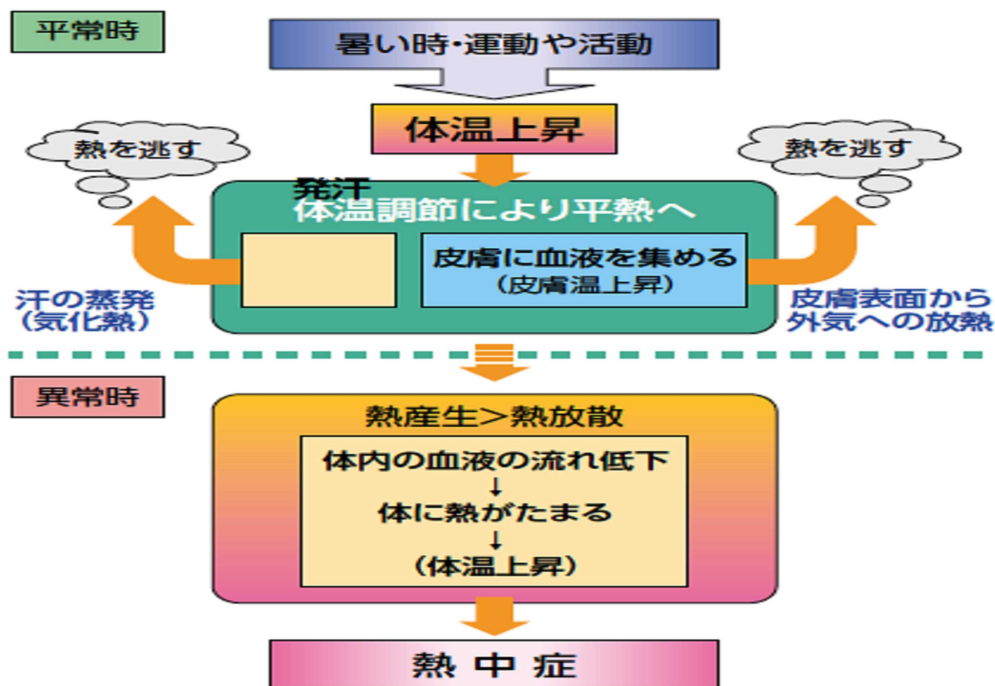


25 アレルギー疾患への対応

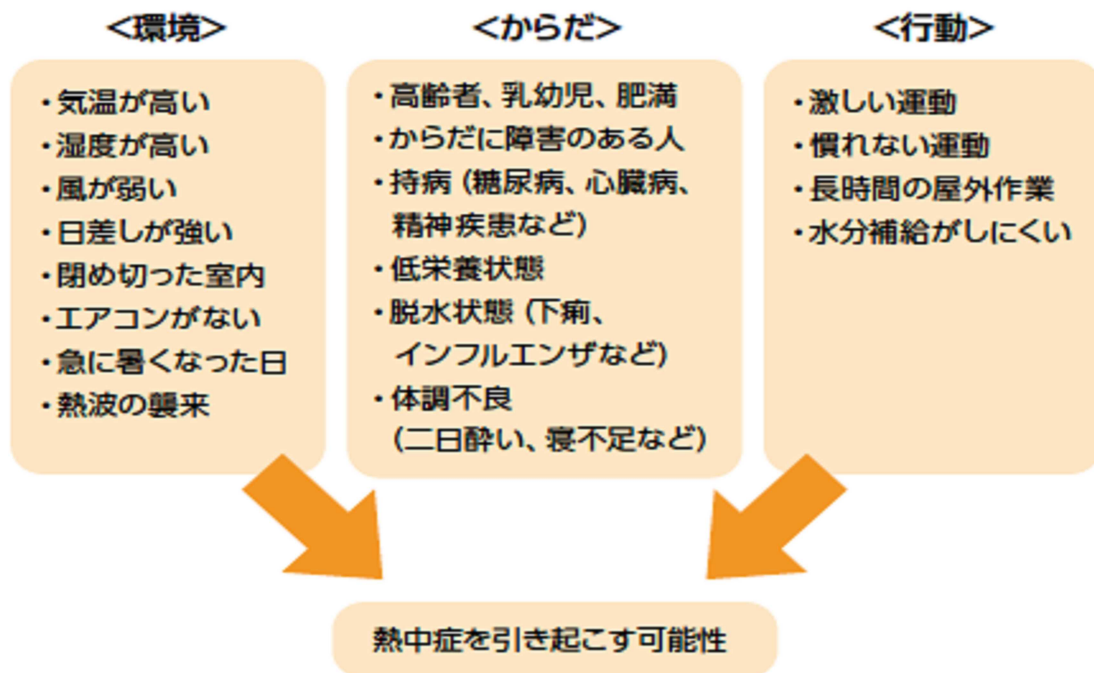


26 熱中症への対応

(1) 熱中症の起こり方



(2) 熱中症を引き起こす条件



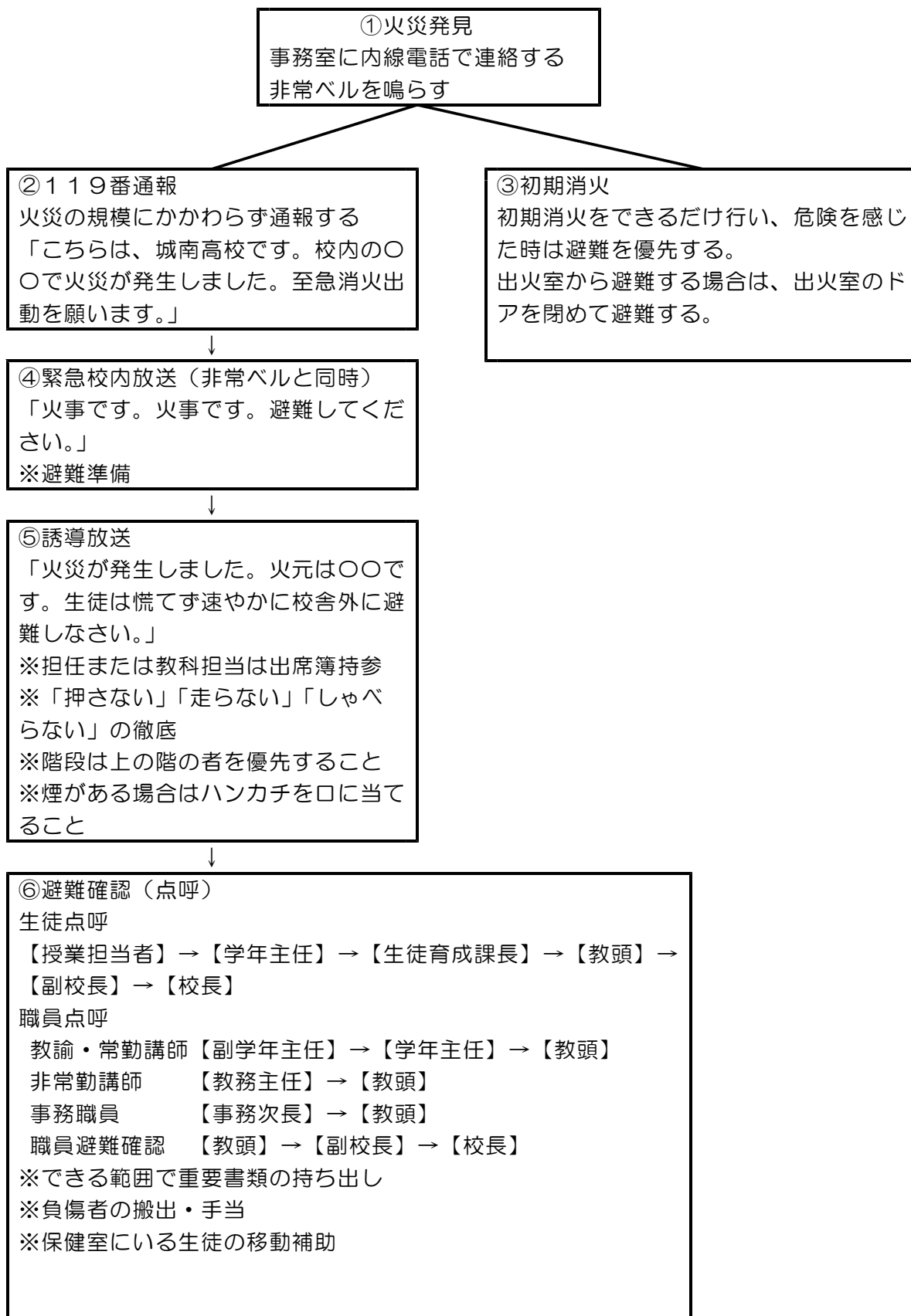
環境の温度が高い、湿度が高い、日差しがきつい、風がない場合も、体表に分布した熱い血液をうまく冷やせないため、体が元に戻りにくくなります。

また、体から水分が減少すると、筋肉や脳、肝臓、腎臓などに十分血液がいき渡らないため筋肉がこむら返りを起こしたり、意識を失ったりします。

(3) 熱中症発生時の対応方法



27 火災発生時への対応



避難訓練について

目的 避難訓練を通して、職員・生徒の防災に対する意識の向上を図る。また、職員は生徒を安全・確実に避難させると共に災害の重要性を認識させ、あらゆる災害に対して安全・迅速に対応できる能力を身に付けさせる。

取り組み 毎年1回5月に実施

訓練を実施する1週間前から、防災意識向上のための放送を各教室に流す

想定 震度6の地震発生。その後二次災害として化学実験室から火災が発生したものとす
る。(火災のみを想定したものにならないようにする。)

対象 全校生徒及び職員

留意点 ①授業中だけの訓練にならないように、休憩時間中や生徒が分散している放課後等
を想定して実施する。

②怪我等により自力で避難できない生徒等がいる場合も想定し、避難方法や経路を
検証する。

③訓練が形式的、表面的にならないように、実践的な方法になるように工夫する。

28 土砂災害への対応

市町村地域防災計画において、本校が要配慮者利用施設に位置付けられていることを受け、土砂災害防止法第8条の2第1項、同法施行規則第5条の2に従い、次のとおり避難確保計画を作成することとする。

1 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における防災体制

急傾斜地の崩壊等のおそれ又は崩壊等を発見した場合は、速やかに生徒等の安全確保及び校舎（教室棟）への避難誘導を行い、管理職に状況報告を行う体制を整える。

2 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の避難の誘導

急傾斜地の崩壊等のおそれ又は崩壊等を発見した場合は、速やかに生徒等の安全確保及び校舎（教室棟）への避難誘導を行う。

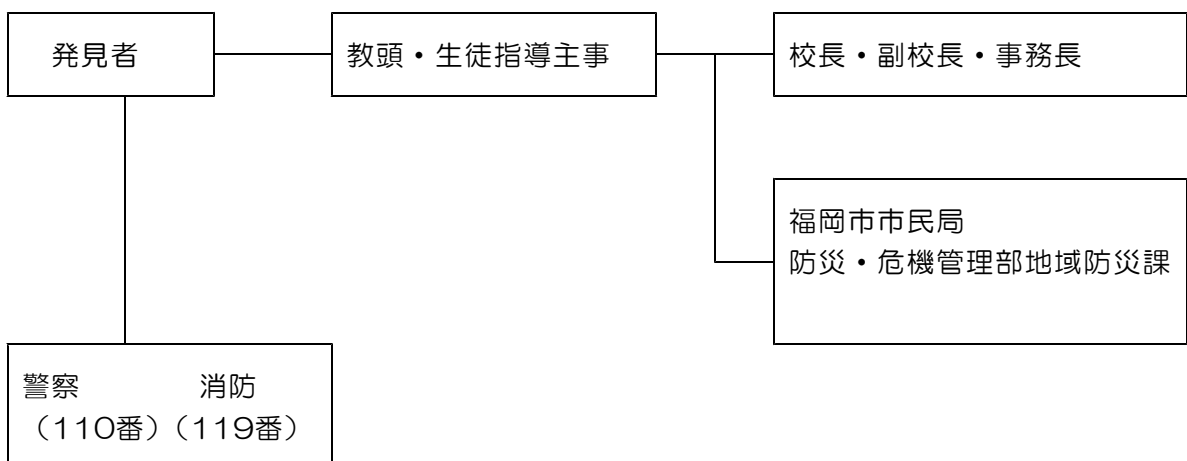
3 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備

本校に隣接する急傾斜地に面した本校敷地の避難通路に物を置かない等、避難経路を確保する。

4 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施

毎年実施する避難訓練において、火災、地震等だけでなく土砂災害を想定した訓練を含めることで、土砂災害に対する生徒及び教職員の防災意識を高める。

5 防災担当部局への引継ぎ



2 9 SNSに起因する犯罪被害への対応について

近年、生徒を脅かす犯罪被害として、インターネットを介した事案が多く発生しており、特にSNSに起因する被害は多様化・深刻化している。

本校においては、犯罪被害の未然防止及び問題の早期発見・被害防止のために、最新事例（警察庁ウェブサイトを参照）の把握や情報モラル教育の充実に努めるとともに、被害があった場合は、警察などの関係機関にすぐに相談できるよう、日頃から、体制の構築をしておくようにする。

また、保護者に対しては、生徒がトラブルに巻き込まれないようにするために、携帯電話等の「フィルタリングサービス」の必要性について指導をすることなどを通して、保護者と生徒と一緒に考える機会を作るように案内することとする。

なお、万が一被害が発生した場合は、早急な対応が必要になるため、以下の要領で対応する。

